

別紙

諮問第1675号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定を取り消し、非開示とした部分の全てを開示すべきである。加えて、「疑問票の効力の判定の取扱いに関する参考資料及び区市町村選挙管理委員会宛ての通知文」を対象公文書として新たに特定し、開示、不開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和4年7月10日参議院議員通常選挙に関し、都選管が区市町村選管に配付した実際に届出された候補者、政党に即して投票の効力判定についての指針についての資料、通知類一切（既に開示済のものは除く）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都選挙管理委員会が令和4年8月24日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「参議院比例代表選出議員の選挙における投票の効力について」（以下「本件対象公文書1」という。）、「参議院比例代表選出議員の選挙における公職選挙法第68条の2の規定による有効投票の按分について」（以下「本件対象公文書2」という。）及び「参議院（東京都選出）議員選挙按分例」（以下「本件対象公文書3」という。）を特定し、条例7条2号に該当する部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年1月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年2月22日に実施機関から理由説明書を收受し、同年9月26日（第

240回第一部会) から同年10月31日 (第241回第一部会) まで、2回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 参議院議員選挙における効力の判定について

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)5条では、参議院議員選挙に関する事務は、比例代表選出議員については総務省の中央選挙管理会が管理し、選挙区選出議員については都道府県の選挙管理委員会が管理するとされており、東京都選挙管理委員会は、東京都選出議員選挙の管理及び比例代表選出議員選挙の東京都区域の事務の執行管理を行っている。

また、法66条2項では、開票管理者は開票立会人とともに投票を点検する旨が、法67条では、投票の効力について、開票管理者が開票立会人の意見を聴き、決定する旨が定められている。

東京都選挙管理委員会は、開票所において個々の投票について円滑に効力判定できるよう、事前に候補者の被選挙権の有無、旧姓、屋号、肩書き、芸名その他の通称等、投票の効力決定の上で参考となることを調査しておくことが必要であることから、都内各区市町村選挙管理委員会に対して、開票管理者において投票の判断をするに当たっての参考資料を提供している。

### イ 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書1から3までを特定し、本件対象公文書2及び3に記載された情報のうち、候補者の本名(戸籍名。告示されているものを除く。)(以下「本件非開示情報」という。))について、条例7条2号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、本件非開示情報の開示を求めるとともに対象公文書の特定について争う旨主張しているため、審査会は、本件非開

示情報の非開示及び本件開示請求に係る対象公文書の特定の妥当性について検討する。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

本件対象公文書2は、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙（以下「本件参議院選挙」という。）の比例代表選出議員選挙における法68条の2の規定による有効投票の按分を示すものであり、本件対象公文書3は、議員選挙における按分例であり、いずれも候補者に同一の氏や名の者が2名以上いる場合の考え方が記載されている。

実施機関によると、総務省は、令和2年7月17日付総行管第205号「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について（通知）」（以下「総務省通知」という。）において、立候補の届出があった旨の告示事項のうち、氏名については、通称認定された場合は通称のみを告示するよう、各都道府県選挙管理委員会委員長宛てに通知していることから、これを踏まえ、本件対象公文書2及び3に記載された候補者氏名のうち、本件非開示情報については、告示されていないものであり条例7条2号に該当すると判断したとのことである。

これに対して、審査請求人は、当選者以外の候補者であっても総務省のホームページにおいて、選挙区の候補者については「候補者別得票数（選挙区）」に戸籍名の記載があり、また、比例代表の候補者であっても特定枠以外の候補者については提出が義務付けられている法192条で閲覧に供される選挙運動費用収支報告書では戸籍名で候補者の氏名を記載することになっていること等から、本件非開示情報を開示すべきであると主張する。

審査会が実施機関に対して、総務省通知において通称認定された候補者の氏名については通称のみ告示することとされている趣旨について確認するよう求めたところ、立候補の届出があった旨の告示の目的は、候補者の情報を知らしめるためにあるもので、総務省通知はその目的に沿って、通称認定された場合は通称のみの告示とすることで、有権者の煩雑としないようにしたものであり、候補者のプライバシーの観点から本名（戸籍名）を公表しないこととする意図ではない旨を確認したとの回答があった。

また、審査会事務局において総務省ホームページを確認したところ、「候補者別得票数（選挙区）」として選挙区選出の候補者氏名（本名及び通称）が掲載されていること、さらに、令和2年9月15日付総行選第57号、総行管第231号、総行資第170号「公職選挙法等に規定する申請等における旧姓の取扱いについて（通知）」では、法192条1項の規定により公表される選挙運動費用収支報告書の要旨に記載する候補者氏名について、本名（戸籍名）を記載することとされていることが確認できた。

審査会が検討するに、本件非開示情報は、本件対象公文書2及び3に記載された候補者氏名のうち、告示されていないものであるところ、上記のとおり確認したことを踏まえると、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められるので、条例7条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

#### エ 本件開示請求に係る対象公文書の特定について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書1から3までを特定しているが、審査請求人は、従前から東京都選挙管理委員会、区市町村選挙管理委員会に、具体的な候補者、政党等に即した疑問票の取扱いに関する判定の参考資料を作成して配布しており、本件参議院選挙でも同様に取り扱われたが、本件一部開示決定では、疑問票の効力の判定の取扱いに関する公文書が開示されていないと主張する。

審査会が実施機関に確認したところ、対象公文書2及び3の按分票の取扱いに関する文書以外に、比例代表選出及び東京都選出における、疑問票の効力の判定の取扱いに関する参考資料及び区市町村選挙管理委員会宛ての通知文（以下「疑問票に係る参考資料等」という。）が、対象公文書2及び3と併せて送付されていることが確認された。

実施機関は、疑問票に係る参考資料等を対象公文書として特定しなかったことについて、本件開示請求に対しては、実施機関において投票の効力判定の指針に係る資料・通知を対象としたものであり、審査請求人が主張する按分票以外の疑問票の効力判定の取扱いについては東京都選挙管理委員会が効力を判定すべきものではないため、これに関する文書は対象外と判断したと主張する。

審査会が検討するに、疑問票に係る参考資料等は、本件対象公文書2及び3と併

せて発出されたものであり、本件開示請求が、「都選管が区市町村選管に配付した実際に届出された候補者、政党に即して投票の効力判定についての指針についての資料、通知類一切」という内容であることを踏まえると、参考資料という位置付けであったとしても請求内容に該当すると認められることから、当該文書を対象公文書として新たに特定し、開示、不開示の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環